

グラフ B2-3-5 介護職員の現在の仕事の満足度

	0.0%	20.0%	40.0%	60.0%
仕事の内容・やりがい				53.3%
職場の人間関係・コミュニケーション				47.4%
職場の環境				40.3%
雇用の安定性				36.9%
労働時間・休日等の労働条件				34.8%
勤務体制				30.3%
福利厚生				28.0%
職業生活全体				26.8%
キャリアアップの機会				25.0%
人事評価・処遇のあり方				22.9%
賃金				21.3%
教育訓練・能力開発のあり方				20.2%

(公益財団法人介護労働安定センター 平成29年度「介護労働実態調査」より監査人が作成)

キャリアアップの機会や人事評価・処遇のあり方、教育訓練・能力開発のあり方に対して、介護職員が十分な満足を得られていない傾向が窺えるが、都においてもこうした状況を認識し、改善のため、介護職員キャリアパス導入促進事業を実施している。当該事業は、介護キャリア段位制度を活用して、介護保険事業所にキャリアパスの導入を促し、職員がキャリアアップを図れる環境を実現して、専門的人材の育成を図るとともに、人材の定着促進につながることを目的としている。

介護キャリア段位制度とは、正式名称を「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」と言い、介護サービス従事者の職業能力について、「わかる(知識)」と「できる(実践的スキル)」の両面から評価し、介護サービス事業者において共通の評価尺度に基づいて人材育成を図る、全国で統一の仕組みである。

介護職員キャリアパス導入促進事業では、介護キャリア段位制度を活用して、レベル認定者に対する認定手当相当額を支給した事業所に対し、レベル認定者1人当たり年50万円までを補助し、50万円のうち24万円までは職員(レベル認定者)の給与改善に充てることができることができ、残りはキャリアパス導入のための職場環境の改善に充てることとなっている。

当該事業に関連した補助金支給については、表B2-3-3のとおりである。また、事業の一連の流れについては、図B2-3-1のように、事業所の制度導入の段階に合わせた補助が支給されている。

表 B2-3-3 介護職員キャリアパス導入促進事業 (平成30年度実施事業)

キャリアパス導入促進事業

【事業内容】

介護キャリア段位制度を活用し、レベル認定者に対する認定手当相当額を支給した事業所に対し補助

【年間補助額】

- ・レベル認定者1人当たり年50万円まで
- ・1事業所当たり年200万円まで

【補助期間】

原則として、レベル認定者を初めて輩出した年度から起算して3年間  
※上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合、最長で5年間まで延長

【補助条件】

レベル認定者及びアセッサーへの手当相当額の支給等

専門人材育成・定着促進助成金

【事業内容】

キャリアパス導入促進事業を3年間継続した事業所が、離職者が改善等した場合に一定額を補助

【年間補助額】

- ・レベル認定者数2名以下の場合 90万円
- ・レベル認定者数3名以上の場合 180万円

【補助条件】

キャリアパス導入2年目、3年目の離職率の平均が、導入前2年間の離職率の平均と比較して改善していること等

アセッサー講習受講支援

【事業内容】

介護キャリア段位制度で評価者(アセッサー)の資格を職員に取得させる事業所を支援

【年間補助額】

- 1人当たり年22,810円まで

【補助条件】

- ・アセッサー講習の修了
- ・アセッサー講習修了後、2か月以内に1名以上の被評価者について評価を開始すること

人事制度改革等支援

**【事業内容】**

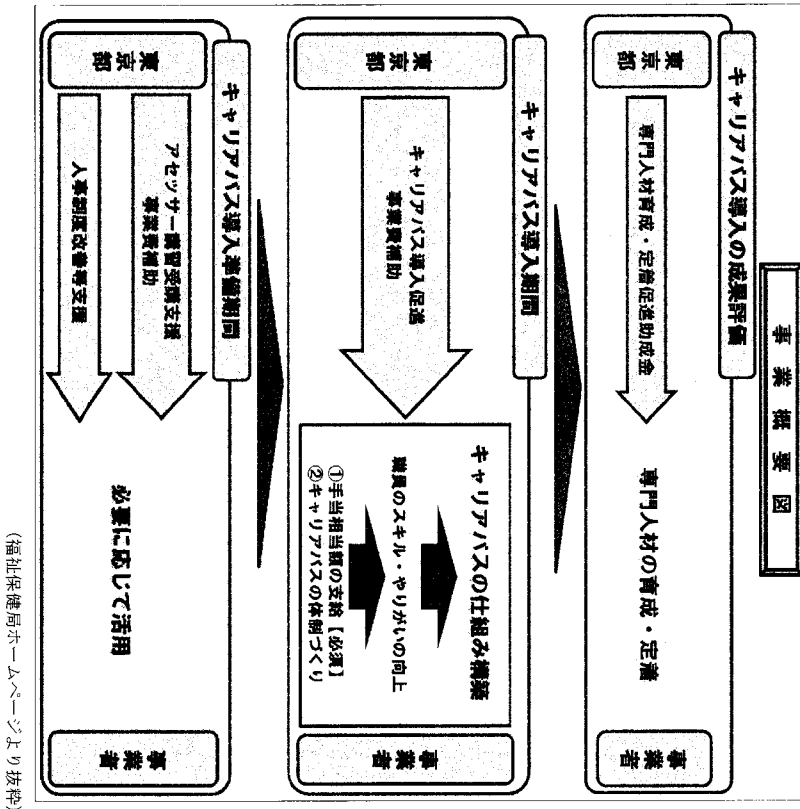
- ・専門家による集合研修、個別相談等の機会を提供することで、各事業所に合った貸金体系、研修体系等の導入を支援
- ・併せて、リーダー職員、新任職員を対象に、キャリアパスの導入や業務効率化に向けた研修を実施

**【利用条件】**

- ・キャリアパス導入促進事業補助金を申請していないこと
- ・30年度又は31年度に「評価者（アセツサー）講習」に職員を受講させ、アセツサーを輩出するよう努めること 等

(福祉保健局ホームページより監査人が作成)

図 B2-3-1 介護職員キャリアパス導入促進事業概要図



介護職員が、やりがいを持って、専門性を高めながら働くため、キャリアパスの仕組みを職場に定着させることが必要となる。都において、介護キャリア段位制度のアセツサー（評価者）、レベル認定者数の累計は、表 B2-3-4 のとおり、過去 3 年間で大きく人数を増やしている。また、介護職員キャリアパス導入促進事業の対象施設・事業所数は、平成 30 年 4 月末時点で 10,671 か所であるが、これまでの利用状況は、表 B2-3-5 のとおりとなっている。利用施設・事業所数は過去 3 年間で増えているものの、少ない状況であることが分かる。

表 B2-3-4 都内における介護キャリアパス段位制度実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
アセツサー登録者数累計 (人) (※)	1,583	2,514	3,178
レベル認定者数累計 (人)	180	551	1,039
(うち、事業補助対象者数累計)	(83)	(273)	(539)
事業所への補助金交付額 (千円)	31,542	107,733	211,646

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

※ 平成 30 年 1 月 11 日現在、都内事業所・施設に在籍している人数

表 B2-3-5 介護職員キャリアパス導入促進事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用施設・事業所数	52	131	238

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

なお、キャリアパス段位制度導入後のアンケートでは、「自分に何ができて何ができないかがわかった」、「段位がついてモチベーションが上がった」などの肯定的な回答が得られており、介護キャリアパス段位制度が、介護職員に対して一定の意識向上をもたらしていることが分かる。

(意見 2-1-3) 介護職員キャリアパス導入促進事業の普及について

介護職員が専門的スキルを持ち、働きがいを持って働くためには、キャリアアップの機会や適切な評価体制を整える必要があるため、都では、介護職員キャリアパス導入促進事業を実施している。当該事業は、介護サービス事業者において、共通の評価尺度に基づいて人材育成を図るための全国統一の仕組みである介護キャリアパス制度を活用して、介護保険事業所にキャリアパスの導入を促し、職員がキャリアアップを図れる環境を実現して、専門的人材の育成を図るとともに、人材の定着促進につながることを目的としている。

しかし、介護職員キャリアパス導入促進事業の対象となる都内の介護サービス施設・事業所数は、平成30年4月末時点で10,671か所ある一方、平成29年度に、介護職員キャリアパス導入促進事業を利用した施設・事業所数は238か所であり、対象施設・事業所に対して2%程度しか利用されていない。介護キャリア段位制度があれば、介護職員が別の事業所で働く場合にも、段位として実践的スキルが明確となることで、現場でどのようなことができるかをアピールすることができ、介護の現場でも、それを基にスキルを持つ職員を活かして利用者に適切な対応をとることができる。

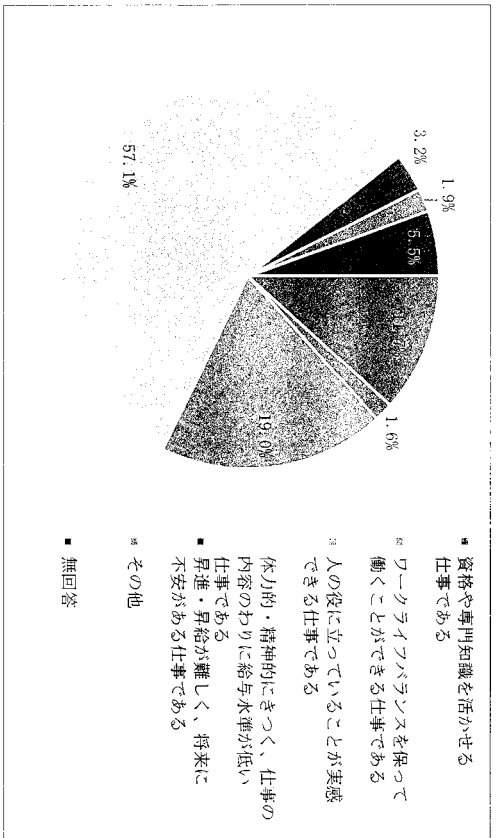
また、介護職員キャリアパス導入促進事業においては、都から事業所へ補助金が支給され、処遇改善と職場改善に充当することができる。介護職員が公正な評価と処遇を受けることができるよう、都の多くの事業所で導入されることが必要となると考える。

介護職員がキャリアパスを構築しながら、介護の仕事に誇りを持って働くことができ、介護人材の不足に歯止めをかけられるよう、都が実施する介護職員キャリアパス導入促進事業を広く活用し、より多くの事業所で介護キャリア段位制度を導入できるような取組を実施されたい。

( 3 ) 介護の仕事に対するイメージ改善への取組について

都では、介護人材の安定した確保、定着、育成に向けた施策を実施している。今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、将来の介護人材の育成という点において、介護の仕事に対するイメージ改善は、早急に解消すべき課題であると言える。都の調査によれば、介護の仕事に対するイメージは、グラフB2-3-6のとおり、「体力的・精神的にきつく、仕事の内容のわりに給与水準が低い仕事である」という割合が、57.1%と最も高いことが分かる。「人の役に立っていることが実感できる仕事である」という割合が19.0%、「資格や専門知識を活かせるもの、マイナスイメージが過半数を超える結果となっている。

グラフ B2-3-6 福祉・介護の仕事に対するイメージ



上記調査結果のとおり、介護の仕事に対しては否定的なイメージが多いことから、都では、就職説明会等の機会や「介護の日」(11月11日)を活用し、イメージアップを図っている。具体的には平成29年11月に、福祉に関心の低い若年層を主な対象として、「TOKYO SOCIAL PES 2017」と題し、楽しみながら福祉を知ることができる体験型コンテンツを中心とした普及啓発イベントを、渋谷ヒカリエにて実施した。来場者は約1,500名にのぼり、来場者に対してはアンケート調査を実施し、「介護の仕事に対する理解が深まった」等の肯定的な意見が多く寄せられている。若年層が将来的に介護の仕事を検討するに当たっては、本人だけでなく、親世代を含めた幅広い世代に対する啓蒙活動や、対象を若年層に限らず、家族を介護している世代に対する啓蒙活動や、就職説明会等の機会に親子を対象者とするなど、より多くの都民のイメージアップにつながる取組を検討されたい。

また、前述の介護の仕事に対するイメージ調査結果において、「体力的・精神的にきつく、仕事の内容のわりに給与水準が低い仕事である」というイメージを抱いた理由としては、表 B2-3-6 のとおり、「インターネットのブログや SNS (ツイッター、フェイスブック) などの情報から」が、77.1%と高い割合を示している。一方で、「資格や専門知識を活かせる仕事である」というイメージを持つのは、「福祉・介護の仕事の経験があるから」を理由とする割合が、20.6%

と一番高く、「人の役に立っていることが実感できる仕事である」については、「ボランティアをした経験や福祉施設を見学したことがあるから」が30.5%、「家族の介護をした経験から」が25.9%、「福祉・介護の仕事の経験があるから」が20.6%と、主な理由を占める。

「資格や専門知識を活かせる仕事である」、「人の役に立っていることが実感できる仕事である」といった肯定的なイメージを持つのは、実際に福祉や介護の仕事に触れた経験が基となっていると言える。逆に、「インターネットのブログやSNS（ツイッター、フェイスブック）などの情報から」、間接的にイメージを持っている場合、肯定的なイメージを持つことが難しい。直接、福祉や介護に関わったことがあれば、その経験の中で、やりがいや専門性を活かした仕事であることを実感しやすく、関与した経験がなければ、否定的なイメージが先行してしまうことが分かる。経験者からの肯定的な発信や、関心のない者に福祉や介護の体験につながるきっかけを作ることが、介護の仕事に対するイメージ改善へとつながると考えられる。

表 B2-3-6 福祉・介護の仕事に対するイメージ—福祉・介護の仕事に対するイメージを抱いた理由

	総数		資格や専門知識を活かせる仕事である とができる仕事である	インターネットやSNSを信じて働くこと ができる仕事である	人の役に立っていることが実感できる	のわりに給与水準が低い仕事である 体力的・精神的にきつく、仕事の内容 が難しい仕事である	推進 最終的難しく、将来に不安がある 仕事である	その他	無回答
	人数	割合 (%)							
総数	5,944	694	97	1,130	3,396	188	111	328	
家族の介護をした経験から	1,337	167	24	346	719	32	11	38	
福祉・介護の仕事の経験があるから	476	98	12	98	231	20	3	14	
ボランティアをした経験や福祉施設を見学したことがあるから	744	88	18	227	376	16	3	16	
	100.0	11.8	2.4	30.5	50.5	2.2	0.4	2.2	

人の話から テレビ・新聞・雑誌などの情報から	都民の生活実態と意識									
	2,119	205	29	315	1,435	55	10	70	100.0	9.7
インターネットのブログやSNS（ツイッター、フェイスブック）などの情報から	580	28	6	42	447	29	2	26	100.0	11.5
その他	288	33	5	46	119	6	74	5	229	11
無回答	100.0	4.8	1.0	7.2	77.1	5.0	0.3	4.5	100.0	4.8

(平成28年度東京都福祉保健基礎調査 都民の生活実態と意識) から監査人が作成

(注) 上段は回答数 (人)、下段は割合 (%) を表示している。

(意見2-14) 介護の仕事に対するイメージ改善への取組について

都の調査によれば、介護の仕事に対するイメージは、「体力的・精神的にきつく、仕事の内容のわりに給与水準が低い仕事である」という回答の割合が、過半数を超えている。一方、肯定的なイメージを持つのは、実際に福祉や介護の仕事に触れた経験が基となっていることが、調査結果から分かる。

このような、介護の仕事に対するイメージを改善するため、都は、介護の仕事の社会的な認知度を高め、若年層に対して、将来介護の仕事に興味を持ってもらうため、楽しみながら福祉を知ることができる体験型コンテンツを中心とした普及啓発イベントを実施している。

若年層が将来的に介護の仕事を検討するに当たっては、本人だけでなく、幅広い世代のイメージアップの必要性があり、対象を若年層に限らず、家族を介護している世代に対する啓蒙活動や、親子を対象とした介護体験イベントを実施する等、より多くの都民のイメージアップにつながる取組を検討されたい。

また、福祉や介護の仕事の直接的な体験は、肯定的なイメージにつながるから、体験者の経験を発信し、福祉や介護に関心のない層に届けることができるような取組の実施など、今後も介護の仕事に対するイメージ改善に努められたい。

(4) 介護福祉士等修学資金貸与事業について

介護福祉士等修学資金貸与事業は、社会福祉協議会の東京都福祉人材センタ

一が主体となり、介護福祉士及び社会福祉士の養成・確保を促す目的で、介護福祉士又は社会福祉士養成施設に在学し、将来都内の社会福祉施設等で介護業務や相談援助業務に従事しようとする者等に対して修学資金を貸与し、修学を支援する事業である。貸与に際しては、無利子で、一定期間を都内社会福祉施設等に勤務する条件を満たせば、返還免除が適用されるため、介護人材が不足する中で、介護人材の育成に効果が期待される事業である。なお、当該事業の対象者及び返還免除条件については、表 B2-3-7 のとおりである。

表 B2-3-7 介護福祉士等修学資金貸与事業の対象者と返還免除条件

対象者	返還免除条件
介護福祉士の養成施設の在學生で、卒業後介護福祉士として都内で介護業務等に従事する意思があり、都内在住等の要件を満たす方	卒業後、都内の社会福祉施設において、介護福祉士又は社会福祉士として介護業務や相談援助業務等に継続して5年間従事した場合
社会福祉士の養成施設の在學生で、卒業後社会福祉士として都内で介護業務等に従事する意思があり、都内在住等の要件を満たす方	卒業後、都内の社会福祉施設において、介護福祉士又は社会福祉士として介護業務や相談援助業務等に継続して5年間従事した場合
実務者研修施設の在學生で、卒業後介護福祉士として都内で介護業務等に従事する意思があり、都内在住等の要件を満たす方	卒業後介護福祉士として登録し、都内の社会福祉施設において、介護業務等に継続して2年間従事した場合
離職した介護人材のうち、介護職として一定の知識及び経験を有する方で、都内の介護サービス事業所・施設に介護職員等として再就職する方	東京都内で介護職員として継続して2年間従事した場合

(社会福祉協議会ホームページより監査人が作成)

当該事業における修学資金の原資状況については、表 B2-3-8 のとおりである。当該事業の補助金は、国が10分の9、都が10分の1の負担割合で支出されており、実施主体である社会福祉協議会が、国及び都から補助金として交付された修学資金原資を管理している。平成29年度末時点で、4,932,289千円が残高として存在している。

表 B2-3-8 介護福祉士等修学資金原資状況 (平成29年度末時点) (単位: 千円)

前年度繰越額 (①)	5,050,331
貸付金額 (②)	290,926
貸付事務費支出済額 (③)	14,889
返還額 (④)	107,255
貸付原資運用益等 (⑤)	199
国補正追加交付 (⑥)	80,319
翌年度繰越額 (①-②-③+④+⑤)	4,932,289

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

都で活用できる修学資金原資が、4,932,289千円と非常に大きな額であることから、当該事業の過去3年間の貸付計画と実績を見ると、表 B2-3-9 及びグラフ B2-3-7 のとおりである。

平成27年度の貸付実績額は、貸付計画額533,214千円に対して329,397千円と、計画に対して203,908千円が貸付金として活用されておらず、特に実務者研修施設の在學生を対象とした貸付が伸びていないことが分かる。平成28年度は、貸付計画額が319,050千円に対して、貸付実績額が301,101千円であり、平成28年度から新たに対象とされた、再就職する者への貸付が0件と実績が無かった。平成29年度については、貸付計画額396,727千円に対して、貸付実績額が290,926千円と、105,800千円が活用されておらず、再就職する者への貸付が6件と、件数が伸び悩んでいる。

表 B2-3-9 介護福祉士等修学資金貸与事業貸付計画及び貸付実績

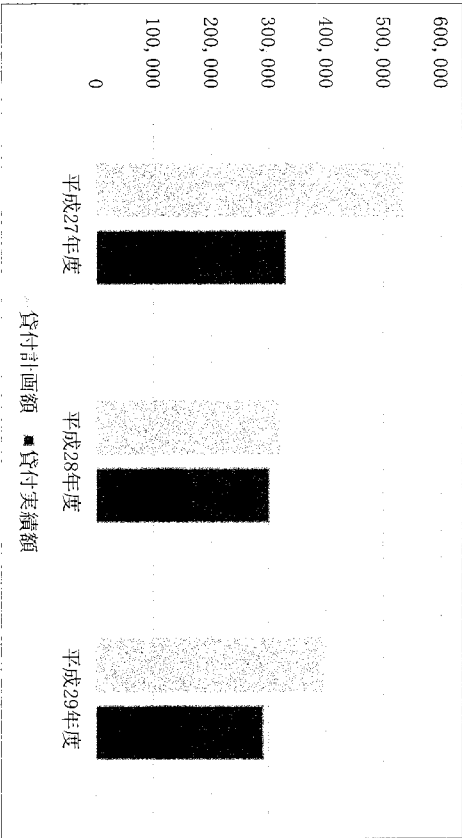
	貸付計画額 (千円)	件数	貸付実績額 (千円)	件数 (継続含)
平成27年度	533,215	420	329,307	441
(介護) (※1)	317,292	200	187,880	246
(社会) (※2)	201,923	70	141,237	194
(実務) (※3)	14,000	150	190	1
平成28年度	319,050	475	301,101	429
(介護) (※1)	183,229	243	176,885	234
(社会) (※2)	127,120	185	121,515	178
(実務) (※3)	2,701	17	2,701	17
(再就職) (※4)	6,000	30	-	0

平成29年度	396,727	728	290,926	469
(介護) ※(1)	208,624	261	176,437	233
(社会) ※(2)	132,103	187	98,716	86
(実務) ※(3)	20,000	100	13,653	144
(再就職) ※(4)	36,000,000	180	2,120	6

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

- ※1 介護福祉士の養成施設の在学中で、卒業後介護福祉士又は社会福祉士として都内で介護業務等に従事する意思があり、都内在住等の要件を満たす者に対する貸付
- ※2 社会福祉士の養成施設の在学中で、卒業後介護福祉士又は社会福祉士として都内で介護業務等に従事する意思があり、都内在住等の要件を満たす者に対する貸付
- ※3 実務者研修施設の在学中で、卒業後介護福祉士として都内で介護業務等に従事する意思があり、都内在住等の要件を満たす者を対象とした貸付
- ※4 離職した介護人材のうち、介護職として一定の知識及び経験を有する者で、都内の介護サービス事業所・施設に介護職員等として再就職する者に対する再就職のための準備金の貸付

グラフ B2-3-7 介護福祉士等修学資金貸与事業、計画と実績比較 (単位：千円)



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

4,932,289千円という非常に多額の貸付原資を保有しているものの、実際の活用実績は、貸付計画を大きく下回り、活用されずに保有されている状態である。

(意見2-15) 介護福祉士等修学資金貸与事業の活用について  
 都が実施する介護福祉士等修学資金貸与事業では、介護の仕事を目指す者を支援し、無利子での貸付と、条件を満たす場合の返還免除が定められている。これは、介護の仕事を目指す者にとって大変有益な制度であり、返還免除の条件として、都内社会福祉施設等で一定期間勤務することが定められていることから、介護人材の確保に対しても有用な施策であると考えられる。

しかしながら、過去3年間の貸付実績は計画を大きく下回っており、特に、平成28年10月末から開始された、離職した介護人材のうち介護職として一定の知識及び経験を有する者で、都内の介護サービス事業所・施設に介護職員等として再就職する者に対する再就職のための準備金の貸付については、事業を開始した平成28年度は貸付実績がなく、平成29年度も6件と、貸付実績が非常に少ない。平成29年度末時点の修学資金原資の残高は4,932,289千円と多額であるものの、前年度活用されなかった補助金は翌年度へ繰り越されていくのみとなっており、十分な活用ができていない状況と言える。

修学資金を貸与することにより、介護福祉士の養成・確保や介護職への再就職を後押しするという目的が達成されることで、今後の介護人材の不足を解消していくことにつながるから、当該事業の一層の周知を図り、計画に沿った活用が可能となるような取組を実施されたい。

(5) 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業について

都は、介護人材不足に対し、人材の確保や早期離職の防止に取り組み、介護事業者を支援するなど、質の高い介護サービスが安定的に提供されるよう、様々な取組を実施している。その中で、平成28年度から実施されている、東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業では、都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減すること、また、介護職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的とした事業である。

表 B2-3-10 平成29年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業の概要

事業目的	概要
都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図り、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として災害時の迅速な対応を推進する。	

助成対象	都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所で、福祉避難所 (※)の指定を受け、又は区市町村と福祉避難所として災害時応援協 定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し災害対応要員を配 置する事業所。ただし、地域密着型サービス事業所と、それ以外のサ ービスで国又は地方公共団体が設置する事業所(指定管理者が管理す るものも含む。)は除く。 ※ 高齢者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所
対象法人	対象事業所を運営する法人
対象入居者	対象事業所に勤務する介護職員及びサービス提供責任者、生活相談員 で、災害対策上の業務に従事する者。ただし、当該事業所の運営に携 わる法人の役員は除く。
助成規模	424 戸
助成対象経費	
平成 28 年度以降 新たに対象法人が 借り上げた宿舎	対象法人が支出した、当該年度における介護職員の宿舎借りに係 る経費(賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料等)。ただし、入居 者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。
平成 27 年度以前 に対象法人が借り 上げた宿舎のうち、平成 28 年度に 助成対象となった 宿舎	対象法人が支出した、当該年度における入居者の宿舎使用料の負担軽 減に係る経費
助成要件	① 福祉避難所につき 4 戸が上限 ② 借り上げている宿舎が、事業所の周辺(半径 10 キロメートル圏内) にあること ③ 1 戸当たりの助成対象期間は、4 年間で上限 ④ 対象者が入居していること
助成基準額	宿舎 1 戸当たり月 82,000 円
助成率	助成対象経費と助成基準額を比較し、少ない方の額に 7/8 を乗じた金 額を助成

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

都の調査によれば、平成 29 年 1 月時点で、当該事業の対象となる都内の福祉  
避難所の指定を受けた介護サービス事業所数は、422 箇所である。表 B2-3-11 の  
とおり、平成 28 年度実績としては、予算 197,545 千円に対し、決算は 27,805

千円と、執行率は 14.1%にとどまっており、利用事業所数は 49 事業所、実績戸  
数は 125 戸となっている。また、平成 29 年度実績については、予算額 382,932  
千円に対し、決算額 119,441 千円と、執行率は 31.2%、利用事業所数は 88 事業  
所、実績戸数は 266 戸となっている。

表 B2-3-11 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業実績

	予算額 (千円)	決算額 (千円)	執行率 (%) (決算額/予算額)	利用 事業所数	実績戸数
平成 28 年度	197,545	27,805	14.1	49	125
平成 29 年度	382,932	119,441	31.2	88	266

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

平成 28 年度において、執行率が低かった理由として、福祉保健局から以下の  
回答を得た。

【福祉保健局の回答】

- ・事業開始初年度であり、事業周知に時間を要したため。
- ・事業者が対象者の選定に時間を要したことに伴い、補助期間が短くなったため。

事業 2 年目となる平成 29 年度には予算を拡大、実績についても前年比では伸  
びているものの、執行率は低い状況が続いている。そこで、当該事業の周知方  
法について確認したところ、以下の回答を得た。

【福祉保健局の回答】

- ・福祉避難所に指定されている都内介護事業者へ事業案内リーフレットを送付
- ・福祉避難所に指定される可能性のある施設系の事業所を運営する都内介護事業者へ事  
業案内リーフレットを送付
- ・区市町村介護保険主管課や社会福祉協議会、区市町村社会福祉協議会に事業案内リー  
フレットを送付
- ・介護事業者連絡会での事業説明
- ・介護事業者を対象とした事務手続説明会の開催
- ・東京都及び公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページに事業内容を掲載

福祉避難所の指定を受けている事業所において、災害時に福祉避難所として  
の立上げを行うため、施設から近距離に居住している職員を確保することが必  
要となる。災害時への対応として有用であるため、災害時のための対策として

どの程度の需要があるか、それに対し、供給は過少・過剰になっていないかを確認した上で、周知が足りているかを検討する必要があると言える。

(意見2-16) 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業の活用促進について  
 都は、都内に所在する介護サービスを提供する民間の事業所に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援し、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域での災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的とし、東京都介護職員宿舎借上げ支援事業を、平成28年度から実施している。

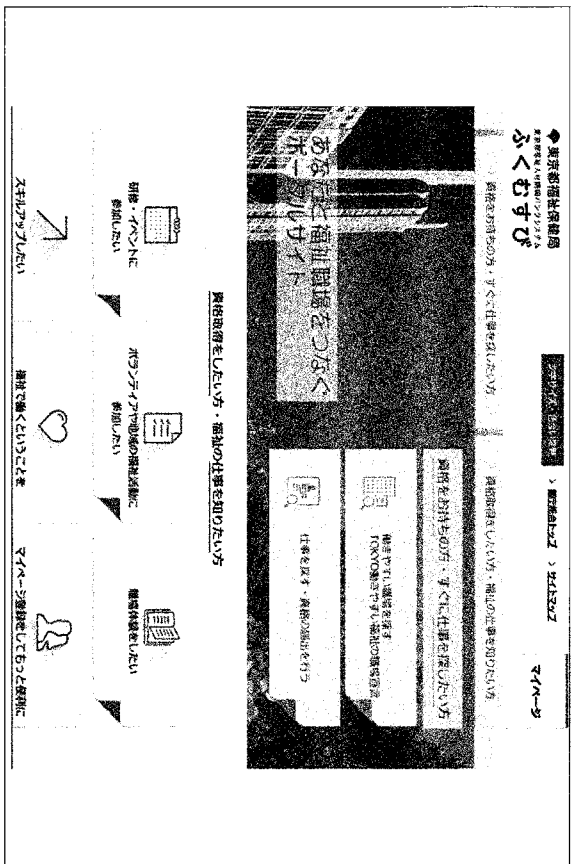
平成29年度実績は、平成28年度実績に比べると、執行率は上昇、利用事業所数、実績戸数ともに増加しているものの、助成規模424戸に対して実績戸数は266戸と、より多くの助成申請を受け付けることができる状況であった。現状においては、執行率の低さから、事業の周知が徹底されておらず、当該事業を活用しきれない状況が窺える。

平成28年度には、事業開始初年度のため、事業周知までに時間を要していたとしても、事業開始次年度である平成29年度には、予算額を大幅に増加させて事業の拡大を図っているため、事業拡大を見越して、より一層の周知が必要であったと言える。当該事業を活用していない事業所に、引き続き積極的に利用を呼び掛け、事業の活用を促進されたい。

(6) 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の活用について

東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」とは、福祉の職場に関心のある都民に対し、介護をはじめ、保育、障害分野等、福祉の職場に関する情報を発信するWEBサイトである。「ふくむすび」では、福祉関係の仕事をした者が、開催中の就職説明会や面接会の情報を検索したり、職場体験やボランティアを募集している事業所を探したりすることができる。

図 B2-3-2 「ふくむすび」ホームページ



「ふくむすび」については、福祉保健局が外部業者に開発を委託し、現在は運用・保守を、開発委託した外部業者に委託している。開発等に係る支出状況については、表 B2-3-12 のとおりであり、設計・開発から運用・保守契約まで、合わせて約122百万円が支出されている。今後も、運用・保守に年間9百万円が支出されることとなる。

表 B2-3-12 「ふくむすび」の開発等への支出金額

用途	年度		委託契約金額(千円)
	平成28年度	平成29年度	
設計・開発	平成28年度	平成29年度	20,736
運用・保守	平成29年度	平成29年度	87,480
	平成29年度	平成30年度	4,752
合計			9,720
			122,688

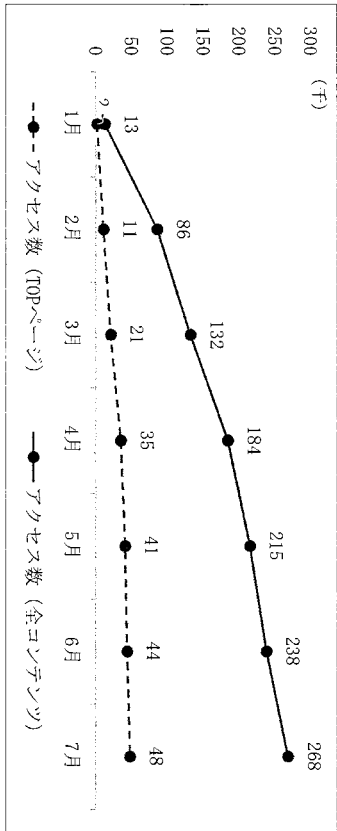
(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

「ふくむすび」の運用状況について確認すると、「ふくむすび」は平成30年1月31日に開設し、アクセス数は、グラフ B2-3-8 のとおりとなっている。TOPペ



ージへのアクセス数は、平成30年4月末時点で累計約35千アクセスであり、1月の開設直後に、3か月で月平均約11.7千アクセスと、アクセス数は伸びた後、5月以降の3か月の平均は約4.3千アクセスと、平均アクセス数は減少している。都では、「ふくむすび」へのアクセス数については把握していないため、運用の成果が見えにくくなっている。「ふくむすび」は、福祉の職場に関する情報が一手に集約されることで、情報を手に入れたい場合には非常に便利なツールではあるものの、アクセス数が伸び悩んでいる状況からは、人材を福祉の職場へつなぐという目的が達成できているとは言いがたい。

グラフB2-3-8 「ふくむすび」のアクセス数の推移 (平成30年1月末から7月末までの累計)



(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

(意見2-17) 東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の活用について

東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」とは、福祉の職場に関心のある都民に対し、介護をはじめ、保育、障害分野等、福祉の職場に関する情報を発信するWEBサイトである。

「ふくむすび」は、平成28年度から設計・開発が行われ、平成30年度の運用・保守まで含めると、総額122百万円以上の費用をかけて開発したホームページであり、今後も運用・保守のために継続して費用がかかることとなる。しかしながら、「ふくむすび」の効果測定は実施されておらず、目標設定のないまま多額の費用が投入されている。

「ふくむすび」は、福祉関連の職場情報を集約して管理、発信することで、福祉の職場に関心のある者が情報を得るための有用なツールであることから、

介護人材の不足を解消するためにも、「ふくむすび」の活用を増やし、これまでに以上に人材活用を促進されたい。

(7) ロボット介護機器の活用と介護現場におけるICT化について

① ロボット介護機器の活用について

介護の現場においては、介護職員が、介護中に被介護者を持ち上げる等の動作から腰痛を発生し、体に負担がかかることが知られている。このような負担を軽減する移乗介助の介護機器や、高齢者の歩行を補助する移動支援型の介護機器、排泄支援や入浴支援、また、施設や在宅における見守りを支援する介護機器が近年開発され、普及してきている。介護人材が不足する中、人手を補うため、また、介護の身体的、精神的負担を軽減して、介護における職場環境の改善につなげるため、ロボット介護機器の活用が望まれる。

平成28年度、平成29年度にかけて、都ではロボット介護機器の効果的な活用方法の検証や普及を行うため、「ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業」を実施した。平成28年度、平成29年度はモデル事業として、2施設においてロボット介護機器を導入し、表B2-3-13のような検証事例が報告されている。モデル事業では、ロボット介護機器の導入により、実際にどの程度の負担が解消されるか検証できたこと、また、介護職員の身体的負担の軽減のみならず、夜間巡視時の事故防止や精神的負担感も解消されたことが把握されている。2年間のモデル事業を受けて、平成30年度は、表B2-3-14のとおり、事業の拡大を図っている。

表B2-3-13 平成28年度ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業検証結果

HALの効果検証	
内容	ベッドから車いすへの移乗介助・体位変換介助等の動作において、介助者が腰部に装着して動作を行うことで腰部への負担を軽減する
検証結果	装着者の腰部負担感を数値化して検証したところ、おおむね腰部への負担の軽減傾向となるが、個人差があり、効果が大きく表れる方とそれほどの効果が得られない方がいる
眼リスキヤンの効果検証	
内容	マントレスの下に設置したセンサーにより、体動(寝返り、呼吸、心拍等)を把握し、睡眠状態を把握する
検証結果	夜間帯における随時の巡視回数の減少 ・夜間不眠の方に使用し、随時の巡視がゼロになった

・看取りの方に使用し、睡眠状態と呼吸数のデータを把握し、夜間一人勤務時の負担が軽減した

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

表 B2-3-14 ロボット介護機器関連事業への資金投入状況

年度	事業決算額、予算額
平成 28 年度	決算額 13,028 千円
平成 29 年度	決算額 11,751 千円
平成 30 年度	予算額 51,275 千円

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

都における介護施設へのロボット介護機器導入支援状況としては、表 B2-3-15 のとおり、平成 28 年度に、モデル事業にて 2 施設に導入した後、平成 29 年度には、セツプアツプ事業として介護機器導入経費の補助事業を行い、5 施設が新たに機器を導入した。また、国の「介護ロボット導入支援特別事業」で機器を導入した 9 施設に対し、アトバイザーが訪問し、適切な活用方法等のコンサルティングを実施するフオローアツプ事業を行っている。

また、表 B2-3-16 のとおり、平成 30 年度は、①「次世代介護機器導入支援事業」にて 15 か所でロボット介護機器の導入を予定、②「次世代介護機器導入促進事業」にて 15 か所で機器の導入を予定し、合計で 30 か所での導入補助が実施される予定となっている。その他、導入促進のため、③普及啓発セミナーの開催、④公開見学会の実施、⑤機器展示スペースの設置を予定している。

表 B2-3-15 ロボット介護機器導入支援に関する事業と導入状況

実施時期	事業名	ロボット介護機器導入状況
平成 28 年度	ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業	モデル施設 2 施設で導入
～平成 29 年度	セツプアツプ事業	5 施設で導入
平成 29 年度	フオローアツプ事業	ロボット介護機器を導入した 9 施設に対しコンサルティングを実施
平成 30 年度	次世代介護機器導入支援事業 (国基金事業)	15 施設で導入予定
	次世代介護機器導入促進事業 (都独自事業)	15 施設で導入予定

(福祉保健局作成資料より監査人が作成)

表 B2-3-16 平成 30 年度次世代介護機器の活用支援事業の概要  
次世代介護機器の導入費用の補助

①次世代介護機器導入支援事業 (国基金事業)	
対象サービス	(都内に所在する、介護保険法に定める) 居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、介護保険施設
対象機器	・移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援のいずれかの場面で使用 ・介護従事者の負担軽減効果あり ・都が定める技術的・市場的要件を満たす
補助基準額	1 機器につき、補助基準額上限 60 万円 (補助率 1/2)
限度台数	・施設・居住系サービス：定員 10 名につき、1 台 ・在宅系サービス：定員 20 名につき、1 台
②次世代介護機器導入促進事業 (都独自事業)	
対象サービス	(都内に所在する、介護保険法に定める) 介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
対象機器	・移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援のいずれかの場面で使用 ・介護従事者の負担軽減効果あり ・都が定める技術的・市場的要件を満たす ※ただし、導入できる機器は、1 台につき 60 万円を超えるものに限る
補助基準額	1 事業所につき、補助基準額上限 200 万円 (補助率 3/4)
限度台数	なし
次世代介護機器の普及啓発	
③普及啓発セミナー	優秀事例の紹介、専門家の講演や体験使用のできるセミナーを開催し、理解を深める機会を提供
④公開見学会	モデル施設となった 2 施設の公開見学会を開催し、現場の好事例を実際に見る機会を提供
⑤機器展示スペースの設置	・機器展示スペース (予約制) を設置し、機器の説明・紹介、区市町村と共働り、随時の出張展示会を実施 ・機器に係る情報提供や、介護サービス事業所での機器活用に関立アトバイザーを実施

(福祉保健局作成資料、都ホームページより監査人が作成)